

発議案第2号

産業廃棄物最終処分場「君津環境整備センター」第Ⅰ期処分場漏洩事故の
改善を求める意見書について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月18日

提出者 経済環境常任委員長 奈良輪 政 五

君津市議会議長 鵜 田 剛 様

提案理由

産業廃棄物最終処分場「君津環境整備センター」の第Ⅰ期処分場漏洩事故と現在も続く膨大な内部保有水の滞留について、千葉県が事業者に対し、廃棄物掘り起こし等による本質的原因究明と抜本的解決の実施を指導するよう意見書を提出するものである。

産業廃棄物最終処分場「君津環境整備センター」第Ⅰ期処分場漏洩事故の
改善を求める意見書（案）

本市の水道水源である本流小櫃川・支流御腹川の水源地に存在する産業廃棄物最終処分場「君津環境整備センター」の第Ⅰ期処分場から、平成24年1月に汚染物質の指標である塩化物イオンの漏洩が発覚し、同年1月31日、千葉県より廃棄物の搬入停止、原因の究明及び改善を行う勧告がなされた。しかし、9年経過した現在も、第Ⅰ期処分場は搬入停止中ではあるが、モニタリング井戸からは高濃度の塩化物イオンが断続的に検出されており、千葉県と事業者は『抜本的な改善策を協議中である』とはしつつも解決がなされておらず、私たちの地域の大切な自然と広域に利用される水道水源を未来まで守っていけるのか危惧されている。

よって、千葉県が許可した産業廃棄物最終処分場「君津環境整備センター」の第Ⅰ期処分場漏洩事故と現在も続く膨大な内部保有水の滞留について、事業者に対し、廃棄物掘り起こし等による本質的原因究明と抜本的解決を早期に実施させるよう指導することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

君 津 市 議 会

千葉県知事 あて